

# 出産育児一時金の受給方法について

## 1. 出産育児一時金を受けられる人は？

当健康保険組合の被保険者もしくは被扶養者の出産の場合に出産育児一時金が支給されます。

出産には、妊娠4ヶ月（85日）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶も含まれます。

## 2. 出産育児一時金の支給額は？

（1）産科医療補償制度に加入している医療機関等で

在胎週数22週に達した日以後の出産・・・42万円

在胎週数22週に達しなかったとき・・・40.4万円

（2）産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産・・・40.4万円

※1 現在、富山県内の医療機関等は全て産科医療補償制度に加入しています。

※2 平成26年12月31日までの出産は1児につき39万円。

## 3. 出産育児一時金の受給方法は？

現在、出産育児一時金は下記の3つの受給方法があります。

- （1） 医療機関等へ直接支払制度を利用する
- （2） 医療機関等へ直接支払制度を利用しない（健保組合へ直接請求）
- （3） 受取代理制度を利用する

### （1）医療機関等への直接支払制度を利用する。

- ① 直接支払制度を実施している医療機関等の窓口で健康保険証を提示します。
- ② 出産を終え退院するまでに、「直接支払制度を利用する」旨、書面で合意をします。書面は医療機関等に用意されています。2部作成されますから、1部を受け取ってください。
- ③ 出産後、出産費用の清算をします。
  - ア 出産費用が出産育児一時金の額より多かったとき
    - ・医療機関等へ出産費用の不足分をお支払いください。
  - イ 出産費用が出産育児一時金の額より少なかったとき
    - ・「健康保険出産育児一時金等差額請求書（申請用）」を健康保険組合にご提出ください。後日、差額を支給いたします。

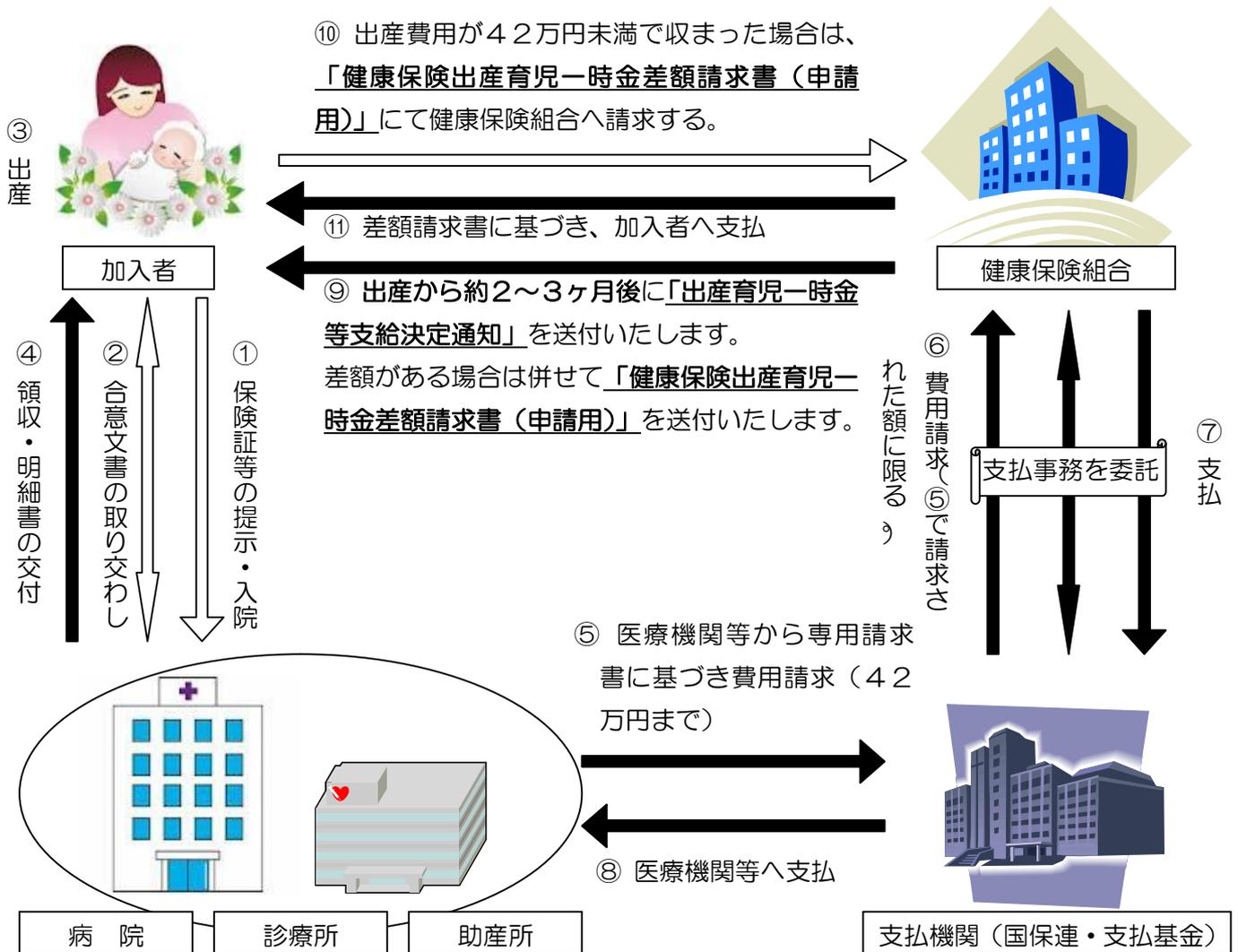
※ 医療機関等から、費用の内訳の記載された明細書を必ず受け取ってください。

### ◎ 出産後、すぐに差額を受け取りたい場合は？

健康保険組合へ下記の3点を提出してください。

- ① 健康保険出産育児一時金差額請求書（申請用）
- ② 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写し。
- ③ 医療機関等との間に契約した代理契約書の写し。（同意するに記入あり。）

## 出産育児一時金直接支払制度の支給方法の流れ図



### (2) 医療機関等への直接支払制度を利用しない。

医療機関等へ出産費用の全額をお支払ください。その後、健康保険組合へ「出産育児一時金 (附加金) 請求書」にて申請を行ってください。

この場合は下記の2点の添付書類が必要になります。

- ① 医療機関等からの出産費用についての領収・明細書の写し。
- ② 医療機関等との間に契約した代理契約書の写し。(同意しないに記入あり)

### (3) 受取代理制度を利用する。(平成23年4月～)

本来被保険者が受け取るべき出産育児一時金を医療機関等が被保険者に代わって受け取る制度です。直接支払制度の実施が困難な医療機関等でも被保険者等の経済的負担の軽減を図ることができるよう、制度化されました。

受取代理制度による出産育児一時金の申請が可能なのは、平成23年4月1日以降に出産される予定の被保険者・被扶養者であって、当該出産予定まで2ヶ月以内の方に限られます。

利用できる医療機関等は厚生労働省に対し届出を行った医療機関等に限られます。

※ 現在、富山県内に対象となる医療機関等はありません。